

第1回大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会 議事録

■日時：令和7年7月7日（月）午後2時から午後3時30分まで

■場所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室

大和市障害者自立支援センター（施設見学）

■出席状況 委員 5名 西海委員、杉下委員、畠山委員、平澤委員、首藤委員
事務局 4名（福祉総務課 山本、長野 障がい福祉課 濱田、中村）

■公開・非公開の状況

■公開 □非公開 □一部非公開

■次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会について
- 5 会長の選出及び職務代理の指定
- 6 （1）大和市障害者自立支援センターの概要について
（2）募集要項・仕様書・協定書・審査要領について
- 7 その他
（1）審査会について
- 8 施設見学（自立支援センターへ移動）
- 9 閉 会

■主な審議内容など

- ・会長選出について、出席委員の互選により、畠山委員が選出された。
- ・職務代理については、会長の指定により、杉下委員に決定した。
- ・事務局より、指定管理者選定委員会の概略、スケジュールの説明及び大和市障害者自立支援センターの概要、募集要項、仕様書、協定書、審査要領についての説明を行った。
- ・募集要項、仕様書、協定書、審査要領については、選定に際し重要と考えられる部分を中心に説明が行われた。

<※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、事務局（大和市保健福祉センター福祉総務課）で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しください。>

－議題－

(1) 大和市障害者自立支援センターの概要について

質問・意見等、特になし。

(2) 募集要項（案）・仕様書（案）・協定書（案）・審査要領（案）について

- | | |
|-----|---|
| 委 員 | 募集要項（案）の職員配置について、相談支援事業の相談員（常勤）で「相談支援専門員、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を持つ者又は同等の能力があると市長が認める２名」とあるが、「同等の能力」の基準はあるのか。 |
| 事務局 | 具体的な記載はないが、市としては心理士等の国家資格取得者を想定している。 |
| 委 員 | 自立支援協議会事務局担当者（常勤）には、相談員に準じた人員を配置するとあるが、具体的にどういうことか。 |
| 事務局 | 相談員と同様の資格をもった職員を配置する。基本的には相談員も兼ねた方に担当していただくことを想定している。
相談員に準じる者としては、例えば、社会福祉主事有資格者等が当たると考える。 |
| 委 員 | 募集要項（案）では、協定書（案）第１３条にある連絡調整会議についての記載はないが、募集要項（案）にあるモニタリングと協定書（案）連絡調整会議の意味合いは異なるものなのか。 |
| 事務局 | モニタリングと連絡調整会議は異なるものである。連絡調整会議とは、事業所と市で会議を開催し、業務の進捗や現在の支援にあたっての課題を整理する場を考えている。現在は、自立支援協議会の事務局会議を定期的実施しており、指定管理運営上の課題等についても、その中で併せて協議を行っているため、連絡調整会議を独立して実施はしていない。モニタリングとは、募集要綱（案）に記載のとおりで、協定書（案）第２９条に募集要項（案）や仕様書（案）を反映した記載がある。 |
| 委 員 | 連絡調整会議の実施は募集要項（案）や仕様書（案）に記載せず、協定書（案）の中で相手方と実施について話をしていくという認識でよいか。 |
| 事務局 | そのとおりである。 |
| 委 員 | 人員配置について、常勤５名、非常勤１名の６名を最低でも配置するという認識でよいか。 |
| 事務局 | 現在の障害者自立支援センターにおいては、指定管理の業務以外にも、自主事業を展開していることから、センター全体では常勤１１名、非常勤１３名の２４名が勤務している。その中で指定管理として業務委託を |

する事業に対して、センター長、相談支援員等が輪番で対応する形になっている。

委員 評価方法について、絶対評価とするのか相対評価とするのか。
事務局 今回、比較提案方式とさせていただいており、複数の団体から応募があり、その優劣を定めることが基本的な考え方になる。ただ1団体のみの応募の場合は53点以上の委員が3名以上かつ265点を超える得点を獲得した団体が審査対象となり、審査対象であれば、その候補者が真に指定管理業務を受けるにふさわしいかどうかで判断し、審議いただきたい。

委員 募集要項（案）に記載されている就労相談等実績において、令和5年度の就労相談数の減少や、令和4年度から就労者数が減少傾向にあることについて、市は現状をどのように捉えているのか。事情や背景についても教えていただきたい。

事務局 就労移行支援として、就労を希望する方に対して個別に事業を実施しており、就労移行支援を使って就労に結びついた方は資料記載の就労者数からは除いている。就労相談数や就労者数については、短期間で就労に結びつくとは限らず、年度ごとに増減がある。一般的な相談であれば年間5,000件を超える相談を受けているので、市としては決してニーズが減少しているわけでないかと捉えている。

ーその他ー

- ・今後の日程について調整、以下のとおりに決定した。

【第2回日程】

- 日 時：令和7年7月22日（火）午前10時00分から
- 場 所：大和市保健福祉センター5階 501会議室

【第3回（審査会）開催日程】

- 日 時：令和7年10月6日（月） 午前10時00分から
- 場 所：大和市保健福祉センター5階 501会議室

ー施設見学ー

- ・自立支援センターへ移動